



通牒

◎藏第四二號

昭和十四年八月二十五日

各地方長官宛

道路法ニ依リ認定ヲ爲サザル道路敷地管理
換ニ關スル件通牒

内務大臣官房會計課長
内務省土木局長

道路法ニ依ル路線ノ認定ノ有無ニ拘ラズ一般交通ノ用ニ供スル
當省所管地ハ公共用財産トシテ取扱ヒ來リ候處他省ヨリ管理換ノ
協議ヲ受ケタル場合雜種財産トシテ所轄稅務監督局長ニ引繼ヲ爲
ス向有之趣ニ候得共右ハ適當ナラザル措置ト認メラレ候條爾今如
斯コト無之様御留意相成度候也
追テ本件ノ場合道路法ニ依リ路線ノ認定ヲ爲シタル上管理換ヲ
爲ス向有之趣ナレドモ事務簡捷上之ガ手續ヲ爲サズ御處理相成
様致度申添候

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M O 生

◎土地收用專業認定

法 令

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
埼玉	鐵道大臣	鐵道敷設並ニ道路改築	埼玉縣入間郡加治村地内	八、二一
兵庫	兵庫縣知事	河川改修	兵庫縣尼崎市砂川地内	〃
京都	京都府京都市	市場新設	京都市京都市伏見區深草直邊橋五丁目深草キト口町地内	〃
兵庫	兵庫縣神戸市長	道路改築	兵庫縣神戸市舞合區熊内橋通七丁目生田町一丁目布引町一丁目地内	〃
長崎	長崎縣長崎市	學校敷地擴張	長崎縣長崎市下西山町地内	〃
廣島	廣島縣吳市	水道擴張	廣島縣賀茂郡下三永村西條町、郷田村、板城村、乃美尾村、上黒瀬村、中黒瀬村、下黒瀬村、郷原村、廣村、吳市、阿賀町、上畑町、上平原町、平原町地内	〃
愛知	名古屋鐵道株式會社	停車場擴張	愛知縣西春井郡枇杷島町地内	〃
福岡	福岡縣知事	道路改築	福岡縣朝倉郡甘木町地内	八、二五
廣島	鐵道大臣	鐵道増設並ニ道水路付替	廣島縣安藝郡海田市町船越町府中町、廣島市仁保町地内	八、三一
愛知	愛知縣知事	道路改築	愛知縣豊橋市船波町大崎町地内	九、二
岐阜	岐阜縣益田郡下品町	水道布設	岐阜縣益田郡下品町地内	九、九
〃	揖斐川電氣株式會社	電氣裝置	岐阜縣揖斐郡久瀬村北方村地内	〃
北海道	鐵道大臣	鐵道敷設	北海道斜里郡斜里町地内	九、一八
東京	東京府東京市蒲田區	學校建設	東京府東京市蒲田區西六郷三丁目地内	〃
鳥取	廣島電氣株式會社	電氣裝置	鳥取縣日野郡太宮町地内	〃

◎ 土木地方債許可概要

許可月日

許可額

目的

團體名

道府縣

八、一

一七、五〇〇

別府川改修費

鹿兒島縣

〃

一一三、三〇〇

府縣道改修費

〃

〃

一二、五〇〇

旭川改修費納付金

岡山縣

〃

二〇、〇〇〇

指定府縣道改修費

〃

八、二

一七〇、〇〇〇

國道改良並河川改修費負擔金

佐賀縣

〃

五四、〇〇〇

道路改修費

廣島縣

〃

一四〇、〇〇〇

砂防費

佐賀縣

〃

一七、五〇〇

河川改修費

佐賀縣

〃

二五、〇〇〇

河川改修費

島根縣

八、四

六一、〇〇〇

災害土木復舊費

島根縣

〃

五〇、〇〇〇

始良川改修費

鹿兒島縣

八、九

一〇、〇〇〇

濱田漁港修築費

島根縣

〃

五〇、〇〇〇

砂防費

〃

八、一〇

二三七、〇〇〇

國道改良分擔金

東京市

〃

九六、〇〇〇

橋梁架替費

三重縣

〃

一九二、〇〇〇

太田川改修費負擔金

廣島縣

〃

四九一、〇〇〇

災害復舊費

鹿兒島縣

八、一一

一四〇、〇〇〇

土木事業費

下關市

八、一六

一一五、〇〇〇

災害救濟土木事業費

久賀村

法令

一四三

〃	六三、〇〇〇	國道改良費負擔金	廣島縣
〃	一〇〇、〇〇〇	砂防費	鹿兒島縣
八、一七	三六八、一〇〇	災害土木復舊費	宮城縣
〃	一四七、〇〇〇	道路及砂防費	茨城縣
〃	一九、〇〇〇	豐橋港修築費	愛知縣
〃	三〇、〇〇〇	矢田部川上流改良費	〃
〃	二〇、〇〇〇	青木川改良費	〃
〃	三〇、〇〇〇	中小河川改修費	〃
〃	二二五、七〇〇	道路改修費	三重縣
〃	一九三、〇〇〇	道路改修費	滋賀縣
〃	四六五、〇〇〇	水道應急給水增加工事費	名古屋市
〃	八六〇、〇〇〇	都市計畫街路事業費	廣島市
〃	七〇〇、〇〇〇	上水道布設費	徳山市
〃	二〇、三〇〇	道路改修費及下水應急施設費	〃
八、二二	六三、四〇〇	橋梁替費及工業學校寄附金	〃
八、二三	九〇、〇〇〇	砂防費	石川縣
〃	一八二、〇〇〇	府縣道改修費	長野縣
〃	一四三、五〇〇	災害土木費	熊本縣
〃	一三二、八〇〇	道路改修費	〃
〃	六五、〇〇〇	砂防費	〃
〃	一八〇、〇〇〇	上水道擴充費	函館市

八、二五	七〇、〇〇〇	東北振興砂防費	福島縣
八、二八	三五、〇〇〇	閩部川改修費	茨城縣
八、三〇	五九三、五〇〇	災害土木復舊費	三重縣
八、三〇	三六、二〇〇	港灣修築費寄附金	常滑町
八、三一	四一六、〇〇〇	震災復舊費	秋田縣
八、三一	一六八、三〇〇	砂防費並宮川改修費	三重縣
八、三一	一〇〇、〇〇〇	道路鋪裝費	長崎縣
八、三一	二六四、五〇〇	相浦港修築費	京都府
八、三一	二三、八〇〇	天神川改修費	京都府
八、三一	二五、〇〇〇	幹線道路改修費	京都府
八、三一	一六四、〇〇〇	會我川改修費	京都府
八、三一	一六四、〇〇〇	都市計畫街路事業費	尼崎市
八、三一	一六四、〇〇〇	都市計畫街路事業費	兵庫縣

◎自動車交通事業法に依る申請に對する處

自動車運輸事業

九月十五日內務、鐵道兩省打合會に於て協議決定せるもの左の如し。

道府縣	區	間	計畫の種類別	申請者	處分の種類
北海道		上ノ國村地内及江美町地内	延長	ムツマへ自動車株式會社	一部免許
宮城		中田村四郎丸、高館村吉田間	新規	村上英弍	不免許
"		仙臺市琵琶首地内	延長	仙臺市街自動車株式會社	不免許
"		"	新規	仙臺市	不免許
福島		新鶴村地内	延長	會津合同乗合自動車株式會社	不免許
"		大野村中島、同村玉山温泉間	"	酒井藤松	"
"		四ツ倉町、玉山温泉間	新規	吉田盛治	不免許
栃木		鶴田、宇都宮間外一線	延長	東武自動車株式會社	不免許
千葉		三里塚、八街間	"	成田鐵道株式會社	"
"		千葉縣流山町、埼玉縣北葛飾郡早稻田村間	"	總武自動車株式會社	"
埼玉		北葛飾郡早稻田村、彦成村間	"	總武鐵道株式會社	不免許
"		北葛飾郡八條村、早稻田村間	"	東武鐵道株式會社	"
"		北葛飾郡早稻田村、戸ヶ崎村間	新規	鈴木木孫治	"
東京		江東橋四丁目、錦糸町間	延長	東京地下鐵道株式會社	不免許
"		北砂町、南砂町間	"	東京	"
"		九段三丁目、大手町一丁目間	"	"	"
"		下二番町、東京驛前間外一線	"	東京環狀乗合自動車株式會社	不免許
三重		豐田村雲出村間及高本屋村、雲出村間	延長	三重乗合自動車株式會社	不免許
廣島		佐伯郡大野村地内	新規	廣島瓦斯電軌株式會社 合資會社大野自動車商會	不免許

山口

下關市彦島地内

下關市磨戸町、岬之町間

福岡

香椎村地内

若松市内外二線

三毛門村香川、同村恒富間

◎自動車道事業

東京府

大島登山自動車道總代大野重治 一般自動車道工事施行

認可申請期限延期許可

大島登山自動車道株式會社發起人總代大野重治申請に係る自家ノ上至御神火茶屋竝に自波打茶屋至滑走臺下間一般自動車道工事は會社の設立總會を了したるも設立登記未了に付自動車道工事施行期限を伸長せむとするの件は工事施行期限を昭和十四年三月二十日迄とし三月十九日東土第三四號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

神奈川県

川崎鶴見臨港バス 一般自動車道事業經營免許

川崎鶴見臨港バス株式會社申請に係る鶴見臨港工業地帯の股盛に伴ひ激増する交通機關を緩和する爲自横濱市鶴見區生麥町一二九四番地至同市同區潮田町一六四一番地延長一軒一七〇米に於て

延長 山陽電氣軌道株式會社 免許

博多灣鐵道汽船株式會社

若松市 延長並廢止

豐前バス株式會社

一般自動車道事業を經營せむとするの件は自動車道工事施行認可申請期限を昭和十四年九月四日迄とし八月十五日13神土第一一三號を以て内務、鐵道兩大臣より免許ありたり。

申請期限を昭和十四年九月四日迄とし八月十五日13神土第一一三號を以て内務、鐵道兩大臣より免許ありたり。

申請期限を昭和十四年九月四日迄とし八月十五日13神土第一一三號を以て内務、鐵道兩大臣より免許ありたり。

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

根室拓殖軌道 齒舞間軌道工事着手及竣功期限延期許可

齒舞 齒舞

根室拓殖軌道株式會社申請に係る自花咲郡齒舞村大字齒舞村字齒舞四一至同郡同村大字語瑤瑤村字鳥戶石一五八間は建設資材の入手困難及勞力の不足に因り工事着手期限を昭和十五年九月三日迄竣功期限を同十六年三月三日迄延期の件は八月二十三日監第二六四〇號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

入手困難及勞力の不足に因り工事着手期限を昭和十五年九月三日迄竣功期限を同十六年三月三日迄延期の件は八月二十三日監第二六四〇號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

入手困難及勞力の不足に因り工事着手期限を昭和十五年九月三日迄竣功期限を同十六年三月三日迄延期の件は八月二十三日監第二六四〇號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

入手困難及勞力の不足に因り工事着手期限を昭和十五年九月三日迄竣功期限を同十六年三月三日迄延期の件は八月二十三日監第二六四〇號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

入手困難及勞力の不足に因り工事着手期限を昭和十五年九月三日迄竣功期限を同十六年三月三日迄延期の件は八月二十三日監第二六四〇號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

大沼電鐵 工事方法變更認可

大沼電鐵株式會社申請に係る大沼起點六軒九六四に於ける石橋

溝橋は木桁石造橋臺にして桁は相當腐朽したるを以て之を中古型鐵桁に架換するの件は九月十五日監第二八八四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大沼電鐵 溝橋工事方法變更認可

大沼電鐵株式会社申請に係る瀧ノ澤溝橋の桁は腐朽し更換の必要あるに依り之を中古工型鐵桁に架換するの件は九月十五日監第二八八九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

宮城縣

増東軌道 運輸營業廢止許可

増東軌道株式会社申請に係る自省線増田驛至閑上港間は自動車運輸事業の發達に伴ひ營業不振に陥りたるを以て之の區間廢止するの件は昭和十四年九月二十三日迄に實施するものとし八月二十三日監第二五一四號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

栃木縣

日光自動車電氣 軌道線路及工事方法變更認可特別設計許可

日光自動車電氣株式会社申請に係る日光國立公園事業として道路改築せられるに伴ひ併用軌道を新設軌道に變更し停留場に於ける勾配は規格外なるを以て特別設計と爲さむとするの件は九月六日監第二九二四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可せらる。

東京府

東京市電 假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る芝區田村町二丁目地先軌道假設物は東京高速鐵道株式會社の工事遅延の爲假設物使用期限を昭和十五年三月三十一日迄とし八月二日監第二八八五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 角善分岐附近電車信號裝置變更認可

東京市申請に係る角善分岐點に於て車輛引返を爲さしむる場合必要あるを以て既設の信號裝置に轉轍器並に信號燈を設置せむとするの件は九月七日監第二八八七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 軌道假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る自芝區田村町二丁目至新橋二丁目間軌道假設物は東京高速鐵道株式會社の工事遅延の爲昭和十五年三月三十一日迄延期の件は九月七日監第二九二一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 飯田橋交叉點電車信號裝置變更認可

東京市申請に係る飯田橋交叉點の信號裝置の内信號燈設置位置を都合に依り變更せむとするの件は九月七日監第二八八六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 三〇〇〇形電車設計變更認可

東京市申請に係る近時乗客の激増に伴ひ車輛の客室内腰掛の長さを短縮し使用せむが爲不取敢三〇〇形電車一輛を試験的に改造せむとするの件は九月七日監第二九二三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 門前仲町交叉點電車信號現示法式變更認可及

軌道運轉信號保安規程例外取扱許可

東京市申請に係る一般交通整理燈との混亂を防ぎ交通の安全を期する爲深川區門前仲町交叉點の信號燈は既認可二位色燈式信號に代へ電車専用信號として燈黃色矢印信號を設置せむとすも右は軌道運轉信號保安規程に牴觸するを以て例外取扱と爲さむとするの件は九月十六日監第三〇七五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可せらる。

東京橫濱電鐵 電氣工事方法變更認可

東京橫濱電鐵株式會社申請に係る東京都市計畫街路澁谷町第十五號路線澁谷區下通二丁目工事施行に伴ひ電車柱一本撤去せむとするの件は九月十六日監第三〇七六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

石川縣

溫泉電軌 電氣工事方法變更認可

溫泉電軌株式會社申請に係る現在使用の電車線は二十五個年經過し磨滅甚しく機械的強度を減じ切斷の虞多く、のみならず電氣

的抵抗増加せるに付八五平方耗線と取替へるの件は九月七日監第二七七一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

名古屋鐵道 蘇東線軌道一部鋪裝工事施行認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る府縣道一宮大垣線の一部を管理者に於て鋪裝工事施行の結果蘇東線の一部板石鋪裝工事施行せむとするの件は八月二十四日監第二七三二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

奈良縣

大阪電軌 電氣工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る畝傍線自平端至八木間の饋電線路は建設當初の儘にて且變電所間隔遠き爲電壓降下し延ては列車の運轉に支障を來す虞れあるを以て饋電線路を増設し之れが爲に生ずる支持物を強度とせむとするの件は八月二十二日監第二八六八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電軌 平端停留場工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る現在西大寺、橿原神宮驛間には待避線の設備なきを以て列車運轉上不便ある爲待避線を新設し列車運轉並に旅客輸送の圓滑を計らむとするの件は九月十六日監第三〇四四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪府

大阪市營 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る 南北線中大阪毎日新聞社前に於ける既設電柱二本を廢し、同社々屋壁面に電車線支持物を設置するの件は八月十八日監第二六七九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營 天王寺公園前停留場特別設計許可

大阪市申請に係る 都市計畫街路松屋町筋線完成に伴ひ交通狀態變化せし爲、西道頓堀天王寺線天王寺公園前停留場を同街路を狭みて停車する様三十二米位置を變更せむとするも、右は軌道建設規程に牴觸するを以て特別設計と爲さむとするの件は八月二十四日監第二七二一號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

大阪市營 停留場特別設計許可

大阪市申請に係る 西道頓堀天王寺線蘆原橋停留場に安全地帯を設置し乗降客の利便を圖る爲同停留場位置を十六米移設せむとするも右は軌道建設規程に牴觸するを以て特別設計と爲さむとするの件は八月二十四日監第二六二九號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る 西道頓堀天王寺線及霞町線との連絡線(惠美須町停留場附近)を撤去し、之に伴ひ惠美須町停留場安全地帯の構造を變更せむとするの件は九月十五日監第三〇四五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電軌 上本町停留場設計變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る 上本町停留場亘線の附帶曲線を緩にし、之に伴ひ轉轍器及轍叉の構造をも變更せむとするの件は八月二十二日監第二八六六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電軌 電氣工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る 櫻井線國分停留場玉手隧道間延長一五〇〇米に於ける 鐵柱三十五本の構造を變更せむとするの件は八月二十二日監第二八六九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電軌 上本町停留場保安設備變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る 上本町停留場構内配線竝に乘降場一部變更に伴ひ信號機を三本配置竝に聯動裝置一部變更せむとするの件は八月二十二日監第二八六五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電軌 鶴橋停留場假設工事認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る 奈良線鶴橋停留場に於ける 乗降客の輻輳を緩和する爲上り線一線を増設し、下り線の乗降場を擴張すると共に一部勾配を變更せむとするの件は本假設物使用期限を昭和十五年一月二十四日迄とし八月二十二日監第二八六四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神急行電鐵 車輛設計變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る 電動客車四輛及び附隨客車四輛の設計一部變更せむとするの件は八月二十三日監第二八八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神急行電鐵 車輛設計變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る 燈火管制指令に速應し得へき特殊装置として 電動客車一五〇輛附隨客車二五輛の車内燈及標識燈々火管制装置新設其の他設計一部變更せむとするの件は八月二十三日監第二八七九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

兵庫縣

能勢電氣軌道 電氣工事方法變更認可

能勢電氣軌道株式會社申請に係る 現在單線延長一三軒三の軌道は睦野變電所一ヶ所より饋電し運轉中なるも乗客の増加に伴ひ電壓の向上を期せざるべからざるに付多田及び山下の二變電所を増設せむとするの件は八月二十四日監第二八八三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

山陽電氣鐵道 車輛設計變更認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る 現在使用中の軌道線所屬電動客車の内第六號及び自第二十九號至四十號の十三輛の出入口乗降用固定踏段を折疊式踏段に變更せむとするの件は九月十三日監第三〇〇一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神電氣鐵道 電氣工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る 今般國道線電鐵歸線の不絕緣線部分電位差が電氣工作物規程第六十五條第一項第四號の規程値を超過する負荷増加に鑑み打出、大島兩變電所間に東口變電所を新設せむとするの件は八月二十五日監第二八〇五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神急行電鐵 神戸線假設工事認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る 昭和十三年七、八兩月の水害に依り住吉川橋梁及其の前後埋没したる處縣に於て右河川復興計畫あり之が工事施行迄假設工事施行せむとするの件は假設物使用期限を昭和十五年三月三十日迄とし三月三十日監第九五五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

